

## 第 6 5 号議案

東京都台東区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 8 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 5 9 年東京都条例第 1 2 8 号）の改正に伴い、店舗型性風俗特殊営業を行う公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

東京都台東区公衆浴場法施行条例（平成24年3月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号夕中「日出時」を「午前6時」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。